

名古屋市及び陸前高田市市民交流事業補助金 ～「友好都市 陸前高田市」と交流してみませんか？～

本市は、陸前高田市の市民や団体等との交流を応援しています。
令和8年度に実施する陸前高田市との交流事業に対し、



最大 **10万円** を補助します！

(補助対象経費の合計の2分の1)

陸前高田市ゆめ大使
たかたのゆめちゃん

名古屋市公式マスコット
キャラクター はち丸



《対象事業の例》

- ・ 陸前高田市から震災語り部を招いて開催する イベント
- ・ 陸前高田市民の芸術作品等の 展示会
- ・ 陸前高田市で行われる イベントへの参加 など



《補助金交付までの流れ》

①

申請

②

審査

③

交付決定通知

④

事業実施

⑤

実施報告

⑥

補助金交付

※「④事業実施」の原則 **30日前まで** に申請が必要です。

問合せ先

名古屋市防災危機管理局危機対策課まで
☎052-972-3584

※詳細については裏面をご覧ください。

名古屋市及び陸前高田市市民交流事業補助金（概要）

<補助金の目的>

名古屋市と陸前高田市との間における市民交流の促進に資すること

（平成26年10月28日に本市と陸前高田市との間で友好都市協定が締結されました。）

<対象となる団体>

次のすべてを満たす必要があります。

- (1)原則として、市内に主たる活動の場を有し、組織的に、かつ1年以上継続して活動していると認められる団体であること。
- (2)規約や定款、会則などがあり、団体の名称、代表者、所在地、活動目的が明確であること。
- (3)会計経理の責任者が明確であり、その会計経理が適正に行われていること。
- (4)本市内で在勤、在住、在学している者が構成員として含まれていること。
- (5)政治団体、宗教団体、または営利を目的とする団体でないこと。
- (6)名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しない団体又は暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

<対象となる事業>

上記の目的を踏まえ実施される、本市の団体と陸前高田市民との企画や催し等を通じた交流を行う事業が対象となります。具体的には、本市の市民が陸前高田市を訪問し交流を行う事業、又は陸前高田市の市民を本市へ招待し交流を行う事業です。

○同一年度内において、1団体につき1事業のみ対象となります。

○次のいずれかに該当する事業は、同一年度内において対象となりません。

- (1)他の規定により、本市から別途助成を受けた事業
- (2)市の公の施設を利用する場合で、会場使用料等の減免を受ける事業
- (3)政治的活動や宗教的活動を伴う事業、または営利目的の活動を行う事業

<対象となる経費>

補助対象経費	限度額
1 会場使用料(備品、設営費等を含む。)	20 万円
2 印刷経費	20 万円
3 郵送・運送費	20 万円
4 交通費	4 万円(1人あたり)
5 バス借上経費	8 万円(1台1日あたり)
6 宿泊費	1 万円(1人1泊あたり)

<補助金の額>

補助対象経費の合計額の2分の1以内、上限額10万円

<申請期限>

事業に着手する原則30日前まで

<これまでの交付例>

- まつり運営補助・参加
- コンサート
- 講演会

など